

みんなが主役

市民総参加のまちづくり講座

お気軽に！参加くださいネー！



市では、岡谷市市民総参加のまちづくり基本条例を昨年10月に制定しました。この条例を日常生活に定着させ、市民総参加のまちづくりをさらに推進していくため、「みんなが主役 市民総参加のまちづくり講座」を開設します。

この講座では、まちづくりのリーダーとして活動できるように、

岡谷市のまちづくりを織り込みながら、ワークショップの手法など実践的に学習します。でも、難しく考えることはありません。市民のみなさん一人ひとりがまちづくりの主役です。

あなたも、気軽に参加して、まちづくりに関心を深め、ともに行動しましょう。

みんなが主役 市民総参加のまちづくり講座日程

回	日 時・会 場	内 容	講 師
1	5月26日（木） 午後7時～8時30分 市役所605会議室	開講式 「岡谷市のまちづくりについて（市民総参加のまちづくり基本条例、まちづくりの課題など）」	岡谷市企画部長 企画課長
2	6月11日（土） 午前9時～午後3時 市役所発着	タウンウォッチング （公共施設や市内の名所旧跡等バスに乗って見て歩きます）	企画課 担当職員
3	6月25日（土） 午後1時30分～4時	対話と協働のまちづくりとは（簡単なゲームの後、ビデオを交えてお話を聴きます）	(社)地域問題 研究所 加藤 栄司 主任研究員
4	7月9日（土） 午後1時30分～ 4時30分	ワークショップ手法の実際 （岡谷市の抱える課題を材料に、ワークショップの手法を擬似体験）	
5	7月23日（土） 午後1時30分～ 3時30分	まちづくりのリーダーとして （「基本は、無理なく・楽しく・できることから」こんなお話を聴きます）	
会場はイルプラザカルチャーセンター第7研修室			
6	8月4日（木） 午後7時～8時30分 市役所605会議室	林市長を囲んで 「語り合おう あすの岡谷」	林 新一郎 岡谷市長
7	8月25日（木） 午後7時～8時30分 市役所605会議室	閉講式 「みんなが主役 さあ始めよう市民総参加のまちづくり」（私のまちづくり宣言）	企画部長 企画課長

▶対象・定員…高校生以上の市民20名

▶受講料…300円（保険料ほか）

▶申込み方法…5月18日（水）までに企画課へ直接、または電話、FAX、E-mail、はがきであなたの住所、氏名、年齢、電話番号をお知らせください。定員になり次第、締め切ります。

▷宛て先 〒394-8510 岡谷市幸町8-1 岡谷市役所企画課

▷☎ 23-4811（内線1523） ▷FAX 24-0689

▷E-mail kk@city.okaya.nagano.jp

※詳しくは、企画課へお問い合わせください。

軽自動車税担当

☎ 23-4811

内線 1123

FAX 22-4146

くらしと市税 2005

軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有者に対して課税される税金です。

軽自動車税の
納期限は
5月31日
です

納期限前10日までに軽自動車
税納税通知書をお届けしますの
で、お近くの金融機関、郵便局、
市役所税務課、湊、川岸、長地
支所にてお納めください。

車 種		税率(年額) 円
原 付	50cc以下	1,000
	90cc以下	1,200
	125cc以下	1,600
	ミニカー	2,500
小 特	小型特殊自動車(フォークリフトなど)	4,700
	農耕作業用自動車(トラクターなど)	1,600
軽自動車	二輪 125ccを超え250cc以下	2,400
	三 輪	3,100
	四 輪 乗 用	営業用 5,500
		自家用 7,200
	貨 物	営業用 3,000
		自家用 4,000
	雪 上 車	2,400
二輪の小型自動車 250ccを超える		4,000

納める額

納める人

毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している人です。

軽自動車税

手続き場所

軽自動車等を買ったり、売ったとき、住所が変わったときなどは、各種手続きをお願いします。

車 種	手続きの場所	手続きに必要なもの
原動機付自転車 (125cc以下のバイク) 小型特殊自動車 (農耕作業用車も含む)	市役所税務課 ☎23-4811 (内線1121~1123)	登録申告 ・印鑑 ・販売または譲渡証明書、 廃車証明書のいずれか 廃車申告 ・標識(ナンバープレート) ・印鑑 ・標識交付証明書
軽四輪・軽三輪 軽二輪 (250cc以下のバイク)	軽自動車検査協会 ☎0263-58-4055 テレホンサービス ☎026-258-6061	左記にお問い合わせください
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	長野陸運支局 ☎0263-58-3180	

※手続き場所が市役所税務課以外については、下取り等をした自動車販売店等、または自家用自動車協会岡谷支部（☎22-4071）でも手続きの代行（手数料がかかることがあります）をしていますので、早めに手続きをするようお願いいたします。廃車の手続きが終わりませんと、いつまでも「税」をお願いすることになります。

※この減免は普通自動車および軽自動車等いずれか一人1台に限られます。詳しくは、税務課諸税までお問い合わせください。

減免条件	手続き期間	手続きに必要なもの
- 身体障害者が取得または所有し、もっぱら当該者が運転する軽自動車等 - もっぱら身体障害者の通院、通学のために生計を一にする人が運転する軽自動車等 - 身体障害者で年齢18歳未満の人か精神障害者にあつてはその人と生計を一にする人が所有する軽自動車等	5月中旬に発送される納税通知書の到着後、納期限前7日まで	- 減免申請書 - 障害者手帳等 - 運転者の運転免許証 - 納税通知書 - 印鑑

減 免
条件が満たされている方には、軽自動車税を減免する制度があります。